

平塚市高齢者福祉計画
(介護保険事業計画 [第8期])
令和3年度～令和5年度
(2021年度) (2023年度)



令和3年3月
平 塚 市

＝本計画の名称・愛称＝

- 名称：平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画〔第8期〕）
令和3年度～令和5年度
- 愛称：「CONNECT（コネクト）」

『CONNECT』は、市民、団体、企業、行政が密接に連携することにより、人と人、人と地域、人と組織がつながる社会を目指すことを表しています。

また、前期計画の取組を引き継ぎつつ、地域包括ケアシステムを推進していくこと、さらに地域のネットワークが続くこと<Continuation of Network Community>との意味が込められています。

将来にわたり、平塚市が「選ばれるまち・住み続けるまち」であり続けるために、人がつながり、安心して暮らせる支え合いのまちづくりに取り組んでいきます。

コネクト【connect】

〔他動詞〕（2つ以上のものを）結びつける

〔自動詞〕（～と）つながる

※語源は、ラテン語の<con 共に>と<nect 結ぶ>

出典：ジーニアス英和辞典

計画の策定に当たって

「人生100年時代」という言葉が様々な分野で聞かれる中、本市においても100歳を超える高齢者は年々増加しており、これまでにない長寿社会が到来しています。

要介護者等を社会全体で支える仕組みである介護保険制度は、その創設から20年が経ち、高齢者の生活の支えとして定着・発展してきました。今後予測される人口構造の変化に対応していくには、「地域包括ケアシステム」のさらなる推進が必要です。

こうしたことを念頭に、このたび、「平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画〔第8期〕）」を策定しました。

本計画では、「長寿社会を楽しみ、安心していきいきと暮らせる共生のまち ひらつか」の実現を基本理念に掲げています。前期計画に引き続き、高齢者の自立支援・重度化予防のほか、医療と介護の連携促進、権利擁護体制の構築、介護の担い手の確保などの施策を展開し、必要な支援を地域の中で一体的に提供しながら、人がつながり、支え合えるまちづくりを着実に進めてまいります。

また、2020年に入り、国内でも新型コロナウイルス感染症が拡大し、新たな日常の普及や定着が求められる一方、地域の絆の大切さが見直されています。そこで、高齢者がそれぞれのつながりを持ち続けながら、安心・安全に活動できる環境を計画的に整えていくとともに、ポストコロナを見据えて、ご自身も「支え手」として地域で活躍できるよう、アクティブシニアをはじめとする高齢者の活動支援などにも重点的に取り組みます。

結びに、本計画の策定に当たり、アンケート調査やパブリックコメントにおいてご意見やご協力をいただきました多くの市民の皆様をはじめ、全ての関係者の皆様から御礼申し上げます。

令和3年（2021年）3月

平塚市長 落合克宏

目次

第1章	はじめに	1
1	計画の策定趣旨	1
2	計画が果たす役割	2
3	計画の進行管理と評価	6
4	計画の策定体制	7
第2章	高齢者の状況及びこれまでの取組	11
1	人口及び高齢者数等の推移	11
2	在宅医療等の状況	14
3	日常生活圏域別の高齢者及び社会資源の状況	15
4	要介護認定者の状況	31
5	高齢者福祉施策に対する市民の意識	40
6	第7期計画の取組	42
第3章	高齢者福祉計画について	49
1	基本理念	49
2	本市の目指す将来像	54
3	基本目標	57
基本目標 1	「健康で生きがいに満ちた暮らし」	57
基本目標 2	「住み慣れた地域で安心のある生活」	58
基本目標 3	「いのちと権利を見守る地域社会」	59
基本目標 4	「人に寄り添う介護サービス」	60
第4章	施策の展開	62
1	施策の体系	62
2	基本施策	64
基本目標 1	健康で生きがいに満ちた暮らし	64
1	健康長寿へのチャレンジ	64
2	生涯現役社会における生きがいづくりの推進	75
基本目標 2	住み慣れた地域で安心のある生活	78
1	地域ネットワークの充実	78
2	医療・介護連携の推進	84
3	認知症支援策の推進	87
4	高齢者生活支援体制の構築	93
5	高齢者居住安定確保の推進	99

基本目標 3	いのちと権利を見守る地域社会	101
1	孤独死の防止に向けた取組の充実	101
2	権利擁護事業の充実	103
3	災害に対する取組の推進	107
基本目標 4	人に寄り添う介護サービス	109
1	介護保険事業の円滑な実施	109
第 5 章	計画期間における介護サービス量等の見込み	115
1	第 1 号被保険者数及び要介護認定者数の推計	115
2	介護給付・介護予防サービスの量の見込み	119
3	介護給付費等の見込み	130
4	介護保険料の見込み	134
5	介護保険以外の一般福祉サービス	137
【資料編】		139
1	第 7 期計画の成果指標・評価及び第 8 期計画の成果指標	139
2	保険者機能強化推進交付金等に係る評価指標	143
3	計画策定に当たっての検討経過	145
4	高齢者よろず相談センター	148
5	市内の有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の設置状況	149
6	高齢者福祉施策 関連事業	152
7	介護保険サービス説明（サービス名と内容等説明）	156
8	用語解説	160

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

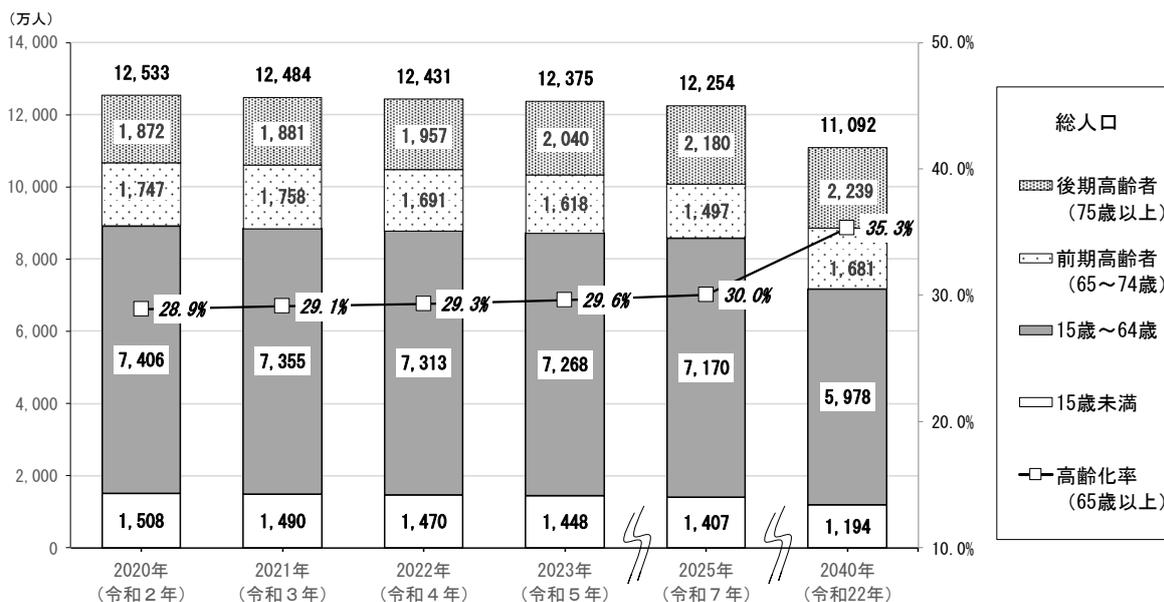
我が国においては、2025年（令和7年）には、総人口に占める高齢者の割合（高齢化率）が30%となり、以降も増加を続け、2040年（令和22年）には、生産年齢人口（15歳～64歳）が6,000万人を切り、現役世代の急激な減少が予想され「現役世代1.5人につき高齢者1人を支える」社会が近づきつつあります。このような将来を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、必要な支援を包括的に提供する「地域包括ケアシステム」が重要となっています。

そのことに加え、「『支える側』、『支えられる側』という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会」として「地域共生社会」の実現が重視されており、「地域包括ケアシステム」は、その実現に向けた「中心をなす土台」と位置付けられていることから、さらに推進を図る必要があります。

こうした中、本市では、高齢者福祉の推進及び介護保険制度の充実に向けて、「平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画[第7期]）」（平成30年度～令和2年度）における各施策について検証を行うとともに、さらに、中・長期的な視野に立ちつつ、市民ニーズや社会的な要請を踏まえ、「平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画[第8期]）」（以下「本計画」といいます。）としてまとめました。

今後の高齢者を取り巻く状況も見据えながら、本計画に沿って、「地域包括ケアシステム」をより一層推進することにより、基本理念である「長寿社会を楽しみ、安心していきいきと暮らせる共生のまち ひらつか」の実現を目指します。

図表 1-1 高齢化の推移と人口推計



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年人口)出生中位(死亡中位)」推計値

2 計画が果たす役割

(1) 法令の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、①老人福祉事業の量の目標を定めるほか、②老人福祉事業の量の確保のための方策を定める市町村老人福祉計画としての意義を有します。

さらに、介護保険法第117条の規定に基づき、①介護給付等のサービスの種類ごとの量及び費用額の見込み、②地域支援事業の量及び費用額の見込み、③介護給付等のサービスの種類ごとの見込量及び地域支援事業の見込量の確保のための方策、④介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項、⑤予防給付対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項などについて定める市町村介護保険事業計画としての意義も有するほか、3年を1期とする計画を定めることとされています。

なお、この2つの計画は、その内容において密接な関連性を持つものであることから、これを一体のものとして策定し、高齢者に関する基本的な政策目標を設定するとともに、その実現に向けて取り組むべき施策全般を盛り込むものです。

(2) 総合計画との整合

本市では、市政運営の総合的指針として、また、最上位の行政計画として2016年度から2023年度までの8年間を計画期間とする「平塚市総合計画～ひらつかNEXT～」を策定しました。

さらに、計画期間の中間年を迎えたことから、社会経済状況の変化や人口減少に伴う新たな課題への的確に対応していくため、2020年度から2023年度までを計画期間とする「平塚市総合計画～ひらつかNEXT～改訂基本計画」（以下「改訂基本計画」といいます。）を策定しました。

この改訂基本計画は、これまで取り組んできた施策の成果を点検・検証し、国の動向や社会経済情勢などの視点を踏まえたほか、SDGs（持続可能な開発目標）との関連を整理しており、市政運営を総合的に進めていくための分野別施策と特に力を入れて取り組むべき重点施策で構成しています。

本計画では、改訂基本計画の重点施策の4つの柱のひとつ「いくつになってもいきいきと暮らすまちづくり」と、分野別施策の4つの柱のひとつ「安心して暮らせる支え合いのまちづくり」を踏まえ、高齢者福祉施策を推進します。

平塚市総合計画～ひらつか NEXT～改訂基本計画

<重点施策>

重点施策Ⅰ 強みを活かしたしごとづくり

重点施策Ⅱ 子どもを産み育てやすい環境づくり

重点施策Ⅲ いくつになってもいきいきと暮らすまちづくり

(個別施策)※関連部分を抜粋

Ⅲ－(1)高齢者のさまざまな活躍を支援する

Ⅲ－(2)健康寿命を延ばす取組を推進する

Ⅲ－(3)いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくる

重点施策Ⅳ 安心・安全に暮らせるまちづくり

<分野別施策>

1 豊かな心と文化をはぐくむまちづくり

2 安心して暮らせる支え合いのまちづくり

(基本施策)※関連部分を抜粋

2－④ 高齢者福祉を推進する

3 自然と人が共生するまちづくり

4 活力とにぎわいのあるまちづくり

(3) SDGs (持続可能な開発目標) に向けた取組

SDGs (持続可能な開発目標) とは、平成 27 年 (2015 年) 9 月に国連で採択された持続可能な世界を実現するための開発目標です。17 の目標・169 の個別目標から構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

本計画では、高齢者のさまざまな活躍を支援するほか、健康寿命を延ばす取組の推進、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりに取り組むことによって、SDGs (※) の達成につなげていきます。

※本計画との関連目標：目標 3・目標 8・目標 10・目標 11・目標 16・目標 17

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**

3 すべての人に
健康と福祉を



8 働きがいも
経済成長も



10 人や国の不平等
をなくそう



11 住み続けられる
まちづくりを



16 平和と公正を
すべての人に



17 パートナーシップで
目標を達成しよう



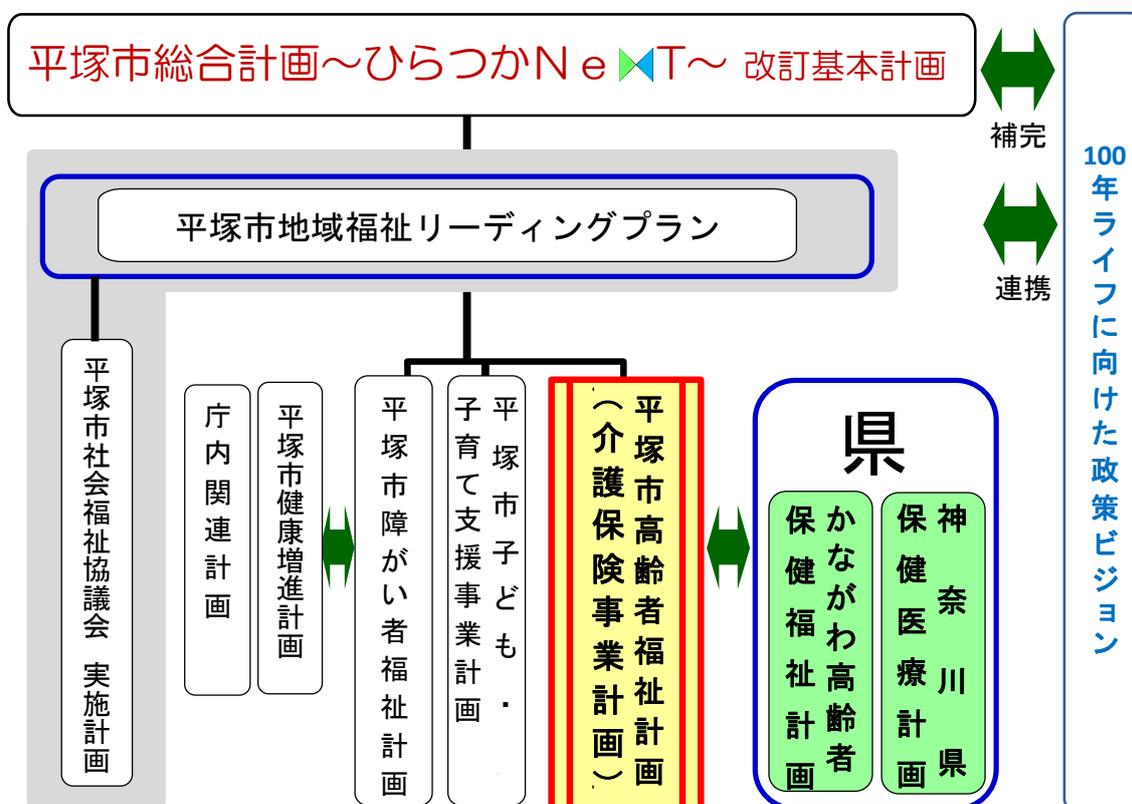
(4) 関連計画との関係

社会福祉法の改正（2018年4月施行）により、地域福祉計画が本市の福祉施策に関する基本的方向性を示すとともに、地域における福祉をリードする計画として位置付けられたことから、本市では、「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」「自殺対策計画」「成年後見制度利用促進計画」「生活困窮者自立支援計画」の5つの計画を「平塚市地域福祉リーディングプラン」（計画期間：2019年度～2023年度）として一体的に策定しました。

住民一人ひとりが、単に「支え手」と「受け手」として位置付けられるのではなく、時に必要な支援を得ながらであっても、自身の力を発揮していきいきと自分らしく「輝く」ことを基本理念とした、この「平塚市地域福祉リーディングプラン」を本計画の上位計画と位置付け、一人ひとりが輝く共生のまちづくりに向け、本計画では地域包括ケアシステムの推進を図ることとします。

なお、本計画は、平塚市の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、将来における高齢者及び高齢者を取り巻く状況も視野に入れつつ、施策の考え方及び目標を定めるものであり、その他庁内関連計画等との調和を図り策定しています。

図表 1-2 計画の位置付け

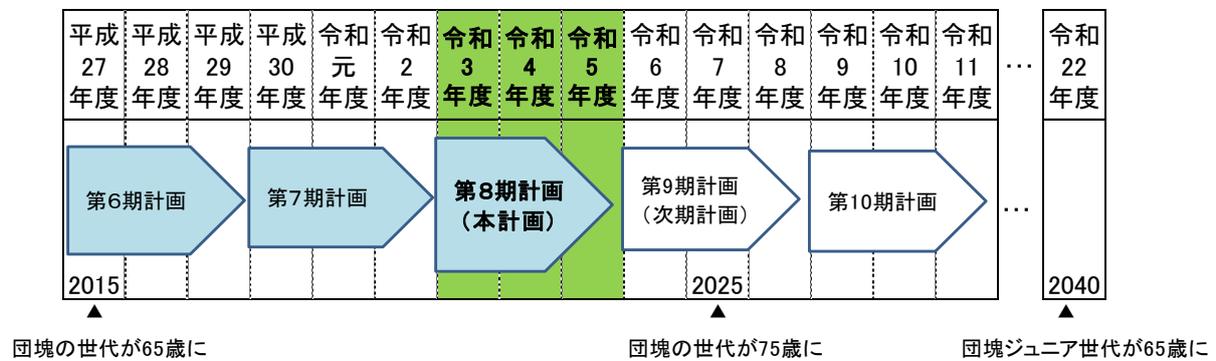


(5) 計画期間

計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。これは、介護保険法第117条第1項により、3年を1期とする計画を定めることが規定されていることによるもので、介護保険制度のもとでの8期目の計画となります。

なお、国の基本指針では、第6期計画以降の市町村介護保険事業計画を「地域包括ケア計画」と位置付け、第9期計画期間に当たる令和7年(2025年)までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築していくほか、その先の令和22年(2040年)を見据え介護サービス基盤を計画的に整備することとしています。

図表 1-3 平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画）の計画期間



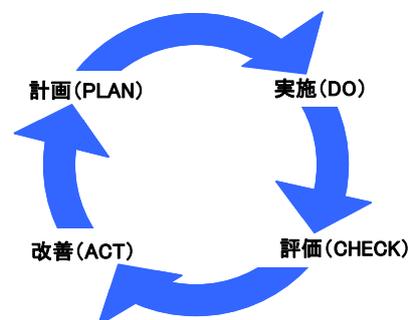
3 計画の進行管理と評価

(1) 本計画の進行管理

本計画では、4つの基本目標の達成を目指して各事業を着実に実施し、また、その内容等を継続して評価・検証することで、より高い効果を求めます。

具体的には、各施策の事業実施状況を毎年把握し、達成度合いを確認して評価を行います。

図表 1-4 PDCAサイクル



(2) 成果指標設定施策の評価

成果指標を設定した基本施策・施策については、令和4年度に目標値の達成状況を確認し、施策内の事業の効果について、分析及び評価を行います。評価結果に関しては、次期計画（平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画）〔第9期〕）に反映させるよう努めます。

（※本計画における成果指標及び評価は、「資料編」P. 139～142に掲載しています。）

(3) 活動指標設定事業の評価

活動指標を設定した事業については、年度ごとに実績を取りまとめ、事業の効果等について分析及び評価を行います。その他の事業についても、年度ごとに実施状況を把握します。

なお、評価結果に関しては、翌年度事業に反映させるよう努めます。

(4) 計画の評価

本計画の評価は、附属機関である平塚市介護保険運営協議会、平塚市地域包括支援センター運営協議会、平塚市在宅医療介護連携推進協議会及び平塚市成年後見制度利用促進協議会において、それぞれの専門的な立場から意見を聴取・集約し次期計画に反映します。

4 計画の策定体制

(1) 高齢者等の実態調査の実施

高齢者の実態を把握し計画に反映させるために、介護サービス利用者を始めとする市民や介護サービス提供事業者を対象にアンケート方式による調査を行いました。

図表 1-5 平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画〔第8期〕）策定のための調査

※以下「高齢者等実態調査」という。

	一般高齢者調査	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査	要介護認定者調査
調査対象	令和元年9月現在市内にお住まいの要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の方	令和元年9月現在市内にお住まいの65歳以上の方で、要支援1・2に該当の方、要介護認定を受けていない方、地域包括支援センターにて基本チェックリストを行った方で事業対象者となった方	市内にお住まいで要支援・要介護認定を受け、在宅で生活している方で、更新申請または区分変更申請に伴う訪問調査を受けた方	令和元年10月現在65歳以上で市内にお住まいの要支援・要介護認定を受け在宅で生活をしている方
配布数	1,100件	6,760件	-	1,500件
有効回収数	778件	5,007件	342件	954件
有効回収率	70.7%	74.1%	-	63.6%
	特別養護老人ホーム入所希望者調査	居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）調査	ネットモニター調査	
調査対象	令和元年10月末現在市内にお住まいの65歳以上の方で、特別養護老人ホームにお申し込みされている方	令和元年10月末現在市内の居宅介護支援事業所に所属する全てのケアマネジャー	令和2年1月現在、市内在住の40歳～64歳の方	
配布数	300件	246件	-	
有効回収数	149件	205件	326件	
有効回収率	49.7%	83.3%	-	

調査方法：一般高齢者調査、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、要介護認定者調査、特別養護老人ホーム入所希望者調査（いずれも無作為抽出、郵送配布、郵送回収）。調査期間は令和元年11月11日～同年12月11日（ただし居宅介護支援事業所調査の調査期間は令和元年11月18日～同年12月13日）
在宅介護実態調査（訪問調査：訪問聞き取り、回収）調査期間は令和元年6月4日～同年10月29日
ネットモニター調査 無作為抽出 オンライン（インターネット調査）調査期間は令和2年1月20日～同年1月27日

(2) 附属機関からの意見聴取

幅広い意見、専門的視点からの意見を聴取し市政に反映させるため、市民代表などが参加する計画内容に係る事項に関する附属機関を条例に基づき設置しています。

本計画では、平塚市介護保険運営協議会、平塚市地域包括支援センター運営協議会、平塚市在宅医療介護連携推進協議会及び平塚市成年後見制度利用促進協議会において、それぞれ意見を聴取し策定を進めました。

(3) 市民への周知と意見聴取

本計画に市民の意見を反映するため、本計画（素案）に対する意見募集のためのパブリックコメントを令和2年12月4日から令和3年1月5日まで実施しました。

パブリックコメントの実施について「広報ひらつか」及び本市のホームページにより周知を図り、公民館、図書館及び福祉会館等の公共施設やホームページ上での内容閲覧の上、郵送、持参、ファクス、電子メールの方法により意見募集を行いました。

いただいた意見を踏まえて、本計画を策定しました。

- ア 意見提出者数 9者
- イ 意見数 29件
- ウ 意見内容による分類

項目			件数 (件)	
計画全体			1	
第2章	2 在宅医療等の状況		1	
	3 日常生活圏域別の高齢者及び社会資源の状況		1	
	6 第7期計画の取組		2	
第3章	1 基本理念		3	
	2 本市の目指す将来像		1	
第4章	2 基本施策	基本目標 1	1 健康長寿へのチャレンジ	3
		基本目標 2	1 地域ネットワークの充実	5
			2 医療・介護連携の推進	3
			3 認知症支援策の推進	3
			4 高齢者生活支援体制の構築	1
			5 高齢者居住安定確保の推進	1
		基本目標 3	2 権利擁護事業の充実	1
			3 災害に対する取組の推進	1
		基本目標 4	1 介護保険事業の円滑な実施	1
		資料編	1 第7期計画の成果指標・評価及び第8期計画の成果指標	
合計			29	

(4) 庁内の策定体制

高齢者の多様なニーズに応え、地域の社会資源を活かした計画を策定するため、関係機関及び庁内の各課の職員で構成する部会を立ち上げ、様々な視点と立場から、活発な意見交換を行いました。

ア 総合事業・介護予防部会

メンバー	主管課	地域包括ケア推進課
	関係課	高齢福祉課、介護保険課、福祉総務課、健康課、保険年金課
	関係機関	平塚市生きがい事業団
検討内容	健康増進と介護予防に関する取組 等	

イ 認知症・医療介護連携部会

メンバー	主管課	地域包括ケア推進課
	関係課	高齢福祉課、介護保険課、福祉総務課、健康課
検討内容	認知症支援策の推進、医療・介護の連携体制の構築に向けた取組 等	

ウ 生活支援部会

メンバー	主管課	高齢福祉課
	関係課	地域包括ケア推進課、介護保険課
検討内容	高齢者生活支援体制の構築、介護サービス基盤の整備 等	

エ 介護人材部会

メンバー	主管課	介護保険課
	関係課	高齢福祉課、地域包括ケア推進課、産業振興課
	関係機関	平塚公共職業安定所（ハローワーク平塚）
検討内容	介護人材の確保 等	

